

# 陽明派士人と嘉靖初年の政治

——陽明學の政治倫理について——

焦

堃

はじめに

第一章 「大禮の議」と陽明派士人の臺頭

第二章 嘉靖初期における政治の問題點

第三章 陽明派の改革努力

第四章 王陽明の提唱した政治倫理

おわりに

はじめに

陽明學の政治に對する立場については、これまでにプリンストン大學名譽教授の余英時氏がもつとも系統的な説を打ち出している。氏は著書『宋明理學與政治文化』<sup>(1)</sup>において、宋と明との政治狀況を比較しながら、宋の朱子學と明の陽明學がそれぞれ現實政治に對して取るスタンスを明らかにしようとしている。その中で、陽明學、特に王陽明本人は、權力の世界からひたすら逃れ、一般民衆への感化に専念しようとした、と力説している。<sup>(2)</sup>

陽明學についての研究は膨大な數に上るが、しかし當時の政治との關連性という視點で系統的になされたものは、余氏

の研究以外にはほぼ見當たらぬ。よつて余氏の著書は先驅的な作品として學術史上に重要な地位を有する。しかし、氏の論證にも瑕疵がないわけではない。なかでもつとも大きな問題は、陽明學の政治に對する態度を論證する際に、ほとんど王陽明個人の經歷と考え方だけを扱つてゐる點にある。

明の嘉靖初年から、すでに相當な規模を有していた陽明派の士人が頻繁に政界入りを果たし、彼らを重要なメンバーとする指導體制が築かれることすらあつた。その代表的なものとして、嘉靖初年の「大禮の議」を経て成立した張璁政權、および嘉靖末年の徐階政權が挙げられる。これらの政權に参加した人々を含む陽明派の政治姿勢、およびそれが陽明學、ことに王陽明本人の理念とどのような關係にあつたのかを分析することは、陽明學の政治に對する立場を明らかにする上で不可欠と思われる。本論では、嘉靖初年の張璁政權に参加した陽明派士人、および彼らと密接な關係にあつた王陽明本人を研究の對象として取り上げ、彼らの行動とその背後にある理念を分析し、余氏にならつて陽明學と政治の關わりを考察すると同時に、氏の説を改めて検討したい。

## 第一章 「大禮の議」と陽明派士人の臺頭

明の世宗嘉靖帝が即位すると同時に、いわゆる「大禮の議」が勃發した。この事件は、世宗が藩王の身分から天子の位に就いたという、極めて異例な事態を背景として起つてゐる。先代の武宗は放蕩な生活がたたり跡繼ぎを残さぬまま崩御したため、當時の内閣大學士で首輔であつた楊廷和は、湖廣の安陸で興王の位に就いていた武宗の従弟世宗を次の天子として迎え入れることを計畫し、それを實現させた。ところが楊廷和は世宗を擁立すると同時に、世宗に對し、武宗の父で世宗の伯父にあたる先々代の天子孝宗を儀禮上は父と呼び、世宗の實の父である興獻王を叔父と呼ぶよう求めた。この要求に對し世宗は大いに不滿を抱き、興獻王を自らの父として扱うよう求めて楊廷和ら廷臣たちと對立した。このように、孝宗や興獻王などの呼稱および儀禮上の處遇をめぐる論争が一氣に熾烈化したのが「大禮の議」と呼ばれるものなのであ

「大禮の議」については、當事者達が『大禮集議』や『明倫大典』などの史料集を残しているが、これらの史料集には、その編纂の方向性に一面的なものがあることを否めない。より客観的な立場で事件の経緯をまとめている史料としては、『明史紀事本末』卷五十などがある。現代の研究としては、後に紹介する李洵氏、羅輝映氏、田澗氏そして中山八郎氏などの論考がある。<sup>(3)</sup> 王陽明およびその弟子たちとこの事件との関わりについての先行研究は、胡吉勛氏が著書『大禮議』<sup>(4)</sup>と『明廷人事變局』<sup>(4)</sup>の一一一七頁において紹介している。本論では紙幅の関係もあり、事件の経過に關しては簡略な紹介にとどめることとする。

世宗は初めから楊廷和の要求に對し強い不満を抱いていたが、幼少にして遠く外藩から上京したばかりであり、官僚陣營に支持基盤がほとんど皆無であった上、宮中で地位のもつとも高かった孝宗の皇后張氏も楊廷和側に加わったため、ひとまずは楊廷和に屈せざるを得なかった。しかしその後、中央及び地方の官僚から世宗を支持する聲が上がり、世宗も彼らを頼りとして楊廷和達に對し次第に攻勢に轉じた。嘉靖三年に世宗は楊廷和と内閣にいる楊の朋黨を次々と致仕に追い込み、残った楊廷和側の官僚が左順門で己側の主張を集團で訴えたが、これも斷固として彈壓した。さらに世宗は北京に招集していた自らの支持者たちに會議を開かせ、ついに興獻王を父とし、孝宗を伯父とする方針を確立させた。その後、世宗を支持した官僚たちは次第に中央での地位を高めていき、嘉靖六年に世宗は彼らに「大禮の議」についての公式な記録、つまり『明倫大典』の編纂を命じ、翌年にこの書物が完成すると、これをもって「大禮の議」は終息を迎えた。

「大禮の議」において、最初に世宗に對する支持を公に表明したのは、當時進士となったばかりの張聰である。彼は後、その功によって内閣首輔大臣に上りつめ、とりわけ世宗に重用された。『明史』によれば、世宗を支持したことによって高位に昇進したのは、彼を含めて八人にのぼる。<sup>(5)</sup> 『明史』はこの八人の名前を一々擧げていないが、王世貞の『嘉靖以來首輔傳』は張聰の傳に残りの七人の略傳を附している。<sup>(6)</sup> この七人とは桂萼・席書・方獻夫・霍韜・黃綰・熊浹・黃宗明

である。彼らは内閣大學士や六部の尙書に拔擢されるなど政權の中樞を占めるようになり、しかもその施政方針にもかなりの一致が見られるため、彼らによる政治指導體制を最高位にあつた張璫の名を冠して「張璫政權」と名づけて差し支えないだろう。

『萬曆野獲編』ですでに指摘されているように、この張璫政權の主なメンバーには、陽明學色を強く帯びている人物が多かった。<sup>(7)</sup>一九四〇年代に歐陽琛氏が公表した論文「王守仁與大禮議」<sup>(8)</sup>では、そのことが集中的に論じられている。歐陽氏が指摘したように、前述の八人のうち、席書・方獻夫・黃綰・黃宗明の四人は王陽明本人と強い繋がりを持ち、歴とした陽明學者である。席書は貴州提學副使の任にあつた際に王陽明が左遷されてくると、管内の學生を一部選抜して彼のもとで學ばせた。<sup>(9)</sup>王陽明の年譜によれば、席書本人も陽明學に傾倒して王陽明に師事したという。<sup>(10)</sup>方獻夫は正徳年間に吏部で員外郎を勤めていた際に、官階では下位にあつた王陽明に進んで師事し、嶺南陽明學の祖となつた。<sup>(11)</sup>黃綰は王陽明の弟子であるうえ、王陽明の死後に兩家は姻戚關係を結んでおり、<sup>(12)</sup>黃宗明は師にも大いに期待された高弟であつた。<sup>(13)</sup>この四人のほか、霍韜も陽明派と極めて近い關係にあつた。彼は方獻夫と同郷であり、ほぼ同時期に郷里の西樵山で學問を修めていた。<sup>(14)</sup>方獻夫はその時期にはすでに陽明學を奉じるようになっていたため、霍韜が彼からならかの影響を受けていても不思議ではない。「大禮の議」において、彼は王陽明に手紙を送り自らの主張を傳えて意見を請い、王陽明も後に返信で贊同の旨を傳えた。<sup>(15)</sup>また、中山八郎氏の論文「再び「明の嘉靖朝の大禮問題の發端」に就いて」は、張璫の上奏文などから、彼を「陽明と可成り近い思考法」の持ち主としている。<sup>(16)</sup>桂萼については、「その學問思想全く陽明と相容れなかつた」としながらも、「彼が陽明に對して必ずしも一概に共に同調し難しと考へた間柄でもないよう」だと述べ、<sup>(17)</sup>熊浹に關しては、その議論が「陽明學派の思考法に近いものを含んでいる」としている。<sup>(18)</sup>しかし、この三人がどこまで陽明派と接近し、またその思想にどこまで陽明學の要素が含まれているかは確證がないため、本論ではこれについて詳論しないこととする。

嘉靖三年に世宗の實父などの稱號、地位が定まると、張璫らは地位を次第に高めていくこととなるが、『嘉靖以來首輔

傳』によると、彼らが一段と地位を高めたのは、『明倫大典』が完成してからのことである。<sup>(19)</sup> そのうち内閣入りを果たしたのは張璫、桂萼および方獻夫の三名であり、残りは六部の尙書か都御史、或いはこれに次ぐ侍郎が最高位だった。席書は嘉靖六年三月に、<sup>(20)</sup> 桂萼は嘉靖十年八月にそれぞれ死去しており、比較的早い段階で官界から姿を消す。方獻夫は嘉靖十三年四月に、張璫は嘉靖十四年四月に致仕して<sup>(22)</sup> いる。残りの數人は張璫の致仕の後、數年から十數年は政界に残っていたことになるが、しかし『明史』卷一百九十六、「方獻夫傳」に

張璫は最も寵せらるるも、相を罷むる者屢なり。霍輜・黃宗明は事を言うに一たび當たらざれば、輒ち之を吏に下す。獻夫は帝の恩威の測らざるを見、職に居ること二歳にして、三たび疏して引疾す。帝は優詔して之を許し、傳に乗らしめ、道里の費を予う。

とあり、これによれば方獻夫の致仕前に、霍輜・黃宗明らすでに世宗の信用を失い始め、もつとも高位にあった張璫ですら帝によって何度か任を解かれているのである。加えて張璫の在任中に後に首輔大臣になる夏言が臺頭しはじめ、張璫の致仕後に霍輜が夏言との争いに敗れると、<sup>(23)</sup> 朝政の主導権はいよいよ夏言に握られるようになった。故に嘉靖十四年の四月に張璫が致仕した時、残った數人がすでに政局の舵取りをする力を持っていなかったことは明らかである。以上の考察から、嘉靖七年に『明倫大典』が成立した前後から張璫の致仕までを張璫政權の時期とし、なかでも方獻夫の致仕までを、この政權にいる陽明派士人の地位が比較的高い時期としてよい。

## 第二章 嘉靖初期における政治の問題點

世宗の即位とともに勃發した「大禮の議」は、表面上はもっぱら禮制上の問題によって引き起こされたように見える。禮を重んじる前近代中國において、藩王の即位という極めて特殊な狀況の出現により、禮制上の問題が引き起こされたことは不思議ではない。そしてこの論争では、楊廷和陣營は經書の記載や程朱の權威などを楯にし、<sup>(24)</sup> 一方張璫側の陽明學者

たちは陽明學の「禮は人情による」という立場で論陣を張っていることから、議論自體は新たに興った陽明學による従来の禮觀念に對する集中攻撃として捉えることもできよう。しかし本論で指摘しておきたいのは、この論争は決して單なる觀念上の相違に起因するものではなく、その裏には、楊廷和を筆頭とする舊官僚集團の政治・經濟上の利益が深く絡んでいたことである。

この點について考察する際に、まず注意しなければならないのは、事件當時、孝宗の皇后張氏がなお健在であり、しかも事あるごとに楊廷和と手を組んでいたことである。武宗の死後、その寵臣であった江彬を逮捕する命令と、世宗を後繼者に指名する武宗の「遺詔」は、いずれも張皇太后の許可を得る形を取っていた。<sup>(26)</sup> 楊廷和が世宗の壓力に抗しきれず、やむを得ずその實の親に帝后の號を興えることに同意した際にも、張皇太后の懿旨を奉じる形の敕令を起草した。<sup>(27)</sup> 張皇太后は楊廷和と協力して世宗の即位を實現させたが、その後上京した世宗とその生母蔣氏に對して非常に傲慢であり、<sup>(28)</sup> 明らかに世宗親子に自らの地位とその背後にある一族の利益を脅かされるのを警戒していた。この張皇太后に、自らの政治的影響力と權勢を確保、乃至は擴大しようとする意圖があつたことは明らかである。そして、彼女と政治的に結びついていた楊廷和にとって、張氏の夫である孝宗を世宗の父にし、それにより張氏に世宗の母としての權威を獲得させることの持つ意味は、考えるまでもないことだつた。

そして、楊廷和ら官僚側も、ただ張皇太后の意のままに論争の引き金を引いただけではない。楊廷和はその回想録で、武宗が崩御して聞かない頃、張皇太后が自らの命令を公式に「聖旨」と稱して權威を高めようとしたことを阻止したのは自分であると記している。<sup>(30)</sup> 都合の悪い敕令を張皇太后の意思によるものとする、という事柄と合わせて見れば、むしろ楊廷和のほうが政治上の老練さを欠いていた張皇太后の心理にうまく付け込み、これを背後で操っていたような觀がある。そして史實を分析すれば、「大禮の議」における楊廷和らの眞の動機も透けて見えて來るのである。

武宗が逝去してから、首輔大臣としての楊廷和は、混亂の最中で政治運営を仕切っていたことや、世宗を擁立したとい

う功績などにより、一気にその權威を高めた。それと同時に、彼は官僚陣營での異分子を排斥し、縁故者を要所に据えるなど、人事面で官僚集團を掌握するための手も次々と打っていった。世宗が即位して間もなく、以前から楊廷和と不仲だった次輔梁儲、吏部尚書王瓊を始めとする中央、地方の多くの高級官僚が弾劾を受けた。<sup>(31)</sup> これを受けて王瓊が楊廷和を糾弾する上疏を提出し、楊廷和による親類縁者の無原則な登用を暴いた。<sup>(32)</sup> このことは同時に、前述の弾劾が楊廷和の意を受けたものであることを仄めかしている。

しかし楊廷和の盡力によって天子の位に就いたばかりの世宗には楊の意向に表だって逆らうようなことは到底できず、結局この案件は、ほとんど楊廷和側の要求通りに裁決された。楊廷和が張皇太后との結びつきを利用し、孝宗を世宗の父とすることにより、天子に對する自らの影響力をさらに強化しようとしたのは、まず朝廷の人事についての發言力を高めるという目的からだろう。

孝宗尊崇の背景には恐らくほかにも重要な動機がある。それは李洵氏が指摘したように、世宗に孝宗の政策方針を繼承させることである。<sup>(34)</sup> 孝宗は官僚に大いに支持されたが、實は、彼は官僚らの不正行爲を相當な程度で見逃していた。なかでも士紳による土地の兼併を黙認したことは、とりわけ官僚集團に歓迎されたことだろう。周知の通り、明の宗室や功臣、そして士大夫官僚などは、その地位と免稅特權を笠に着て、投獻などの手段により、多くの土地を一般民衆から自らの名義の下に移し、その土地の税と徭役負擔から逃れており、それによりより貧しい民衆たちの負擔を増加させていた。次章でも論じるように、この傾向は特に孝宗の弘治年間に一つのピークに達していた。故に賦役制度を改革し負擔の平均化を図る動きも現れたが、孝宗は朝命によらないこのような改革措置に自ら反對の意見を表明しており、しかも彼本人が類似の改革を發令することは終始なかった。かかる態度は當然土地の兼併に都合が良く、舊官僚集團の利益を擁護する楊廷和らに歓迎されたのだろう。世宗が即位した翌年に、楊廷和の影響下にあった戸部から、賦役制度を改革する行爲を原則嚴禁とし、従來の制度を維持することを求める上奏がなされており、これも世宗が裁可した。<sup>(35)</sup> 孝宗が公式に世宗の父となる

と、「三年父の道を改むる無きは孝と謂うべし」という儒教の精神から、當然一種の強制力が世宗にかかり、その方向に沿って決定を下さざるを得ないことになるのである。

以上、「大禮の議」における楊廷和側の動機について、それが純粹な禮制上の關心からのものではなく、舊官僚集團の政治・經濟上の利益が關わっていたことを明らかにしたが、このような結論は、事件の當事者の發言によつても裏附けられる。張璉側に立つて楊廷和らと論戰した黃綰は、張璉が朝廷の實權を掌握した後に彼に送つた書簡で、

朝廷の綱紀已に振るい、天下已に安んずれば、君子の治を願うの心は遂げられたり。然して眾人の情、獨り拂らう所有るが若き者は、何ぞや。蓋し往時内閣は中貴と交通し、天下の利權、盡く此れに歸す。上に英辟有ると雖も覺る能わず、下に豪傑有るも救う能わず。……蓋し人情は招權する所有るを樂しみ、附麗する所を得るを樂しむ。其の附麗する所は、内閣に在らざれば、則ち中貴に在り。言官論列し、撫巡舉措すると雖も、亦た皆な之を視て以て軒輊を爲し、故に進取して利を謀るの方は讐えざる無し。<sup>(37)</sup>

と述べている。ここで黃綰は張璉以前の内閣が「天下の利權」を手中に收め、朝廷で己に追従する者たちを拔擢して派閥を作つていたことを批判しており、楊廷和政權も自ずとその批判の對象となつてゐる。他にも、彼が席書に送つた書簡で、此の禮は本より天下萬世の公に繋るも、今皆な私事の爲に各の憎愛抑和を其の間に有ち、以て朝廷の事乖張なること<sup>(38)</sup> 此に至るを致すは、眞に慨くべきなり。<sup>(39)</sup>

と、楊廷和側の人々が「私事」によつて論争を挑發していたことを非難している。席書も「大禮の議」の最中に行つた天子への上疏で、楊廷和らが「私意」から自らの主張を世宗に押し付けようとしたことを批判した。<sup>(40)</sup> このように、張璉側の人々は禮制や儒學思想の面で楊廷和らと議論していながら、實は相手側の眞の動機を見破つていたのである。



## 第三章 陽明派の改革努力

「大禮の議」において楊廷和らを破り、その後ついに政府の主導権を手に入れた張璉らは、従來の弊政を刷新するため改革を推進していった。張璉政權に参加した陽明派の人々は、改革を積極的に支持し、様々な形で協力した。この改革運動については、羅輝映氏の論文「論明代『大禮議』<sup>(41)</sup>」のほか、田澍氏の著書『嘉靖革新研究』<sup>(42)</sup>でも詳細な議論が展開されている。本章ではこれらの先行研究も踏まえつつ、その大要を述べることにする。

派閥勢力の温存と強化を圖り「大禮の議」を引き起こした楊廷和を破った張璉は、政權を手に入れてから、従來の政治と徹底的に決別する姿勢を見せていた。彼は官僚人事における賄賂請託の陋習を一掃した。『明史』は彼の傳の中で、

身を持つこと特に廉なりて、痛く臧吏を惡み、一時苞苴の路絶たれたり<sup>(43)</sup>と述べている。さらに黃綰は張璉に宛てた私信において

今公は貞潔にして輔佐し、死生利害、一も動かさるる所無く、苞苴請託、一も行わるる所無し。舊日交通汚壞の習い、一旦にして滌濯され遣り無し。風清く弊絶たれ、政善なりて民安じ、天下陰かに其の福を受くも誰の爲す所かを知らず、是れ公の功、此れより大なるは莫きなり<sup>(44)</sup>。

と述べ、彼が官僚集團内部の「交通」つまり私黨の結成という弊風をほぼ根絶した功績を大いに讃えている。

官僚集團の風紀を取り締まった張璉は、さらに外戚・勳臣そして宦官をも槍玉に上げ、その弊害を断とうとした。當時の外戚は爵位を持ち、その世襲すら許されていたが、張璉は當時吏部尙書だった方獻夫と謀り外戚が爵位を世襲することを廢止した<sup>(45)</sup>。このほか、『明史』は

他に勳戚の莊田を清め、天下の鎮守内臣を罷むること、先後殆ど盡くるが如きは、皆な其の力なり<sup>(46)</sup>。

と記しており、勳臣・外戚が所有する田地を整理したこと、鎮守宦官を撤廢したことを張璉の功績として擧げている。

鎮守宦官は武宗時代の宦官の勢力擴大に伴い全國各地に置かれるようになり、表向きは地方防衛の役目を帯びているが、實際には地方物産の激しい收奪を行なっていた。<sup>(47)</sup> この制度の撤廢を張璉・霍輜が求めた<sup>(48)</sup> ほか、方獻夫もかつて廣西の思恩・田州で起こった叛亂の平定に王陽明を推薦した際に、その地の鎮守宦官を罷免することを願ひ、世宗に受け入れられた。<sup>(49)</sup> 嘉靖十一年に張璉が言官の彈劾を受け世宗によつて致仕に追い込まれた<sup>(50)</sup> 際に、方獻夫は張璉の再起用を懇願し、その改革業績の中でも特に外戚の爵位世襲と鎮守宦官の廢止を讚え、改革派の張璉による政治運営を再開させようとした。<sup>(51)</sup>

以上の諸政策のほか、張璉政權が打ち出した重大な改革措置には、土地の精査および賦役負擔の平均化もある。前章で述べたように、明の土地占有および賦役徵收狀況には從來から大きな歪みが存在し、宗室・功臣・官僚などの有力者が様々な不正により土地を廣く占有した上、特權により賦役負擔から逃れ、負擔能力の低い一般民衆に賦役が集中していたことなどは、様々な先行研究が齊しく指摘しているところである。<sup>(52)</sup> 明の中期になると、この問題はかなり深刻な事態を招いており、正徳年間に黃紹は當時の閣臣李東陽に手紙を送り、民が重い賦役負擔に壓迫され破産に追い込まれている現状を指摘し、對策を採る必要性を訴えた。<sup>(53)</sup> また、霍輜は世宗への上疏で、孝宗の弘治年間に政府が把握していた田賦を負擔する土地は、明初に登録されていた數のわずか半分弱であることを指摘している。<sup>(54)</sup> ここから張璉政權には全國の土地を一度精査し、その實際の占有狀況を朝廷が正しく把握しようとする志向が見出される。霍輜は現状の嚴しさを指摘するとともに、全國の土地を精査することを求めた。<sup>(55)</sup> 霍輜のほか、桂萼も土地占有の實情把握を強く求めている。<sup>(56)</sup>

賦役制度の改革も土地占有狀況の調査と並行して行われた。楊廷和がその私利を守るために、戸部を通じて賦役制度の變更を一切禁じる命令を出したことはすでに述べたが、張璉政權になると、まずは嘉靖九年に桂萼の發案によつて戸部が作成した改革案を始めとして、賦役制度を改革する動きが現れてきた。この改革案は、布政司が全省の各里甲の丁數、つまり成年男子の數と糧數、つまり田賦の量をまとめ、丁と糧にそれぞれ一定の基準で銀を課すことを提案したもので、世宗の許可を得た。<sup>(57)</sup> 前掲羅氏論文、田氏著書、そして唐文基氏の『明代賦役制度史』<sup>(58)</sup> はいずれも、この案を一條鞭法の濫觴

としている。さらに梁方仲氏は「明代一條鞭法年表」で、嘉靖十三年から十四年にかけて吏部左侍郎の任にあった霍輜が行った賦役負擔を均等化しようとした措置を、一條鞭法實施の一例として<sup>(59)</sup>いる。この時點で張璠・方獻夫はそれぞれ内閣で第一、第二の地位を占めており、霍輜のこの施策が彼らの支持を得ていたことは容易に想像できる。

かかる土地占有および賦役負擔の不公平という問題に對する態度は、陽明派の人々にも共有されていた。霍輜は土地問題について盡力し、<sup>(61)</sup>黃宗明は嘉靖四年に江西吉安知府に昇任してから、「清里法」という施策を實行した。

乙酉、江西吉安知府に陞<sup>(62)</sup>る。車を下りて首め白鷺洲書院を建て、道德を以て諸生を勗<sup>(63)</sup>ます。次に巨寇を平らぎ、次に奸吏を治め、次に健訟を決し、次に清里法を行い、次に團甲法を行い、次に義倉を修め、備荒法を行い、皆な條緒有り<sup>(64)</sup>。

この「清里法」の具體的な内容は不明であるが、しかし『國朝列卿紀』卷四十八にある何鑑という人物の傳記には、何鑑がかつて武宗に上申した地方政治についての提言が記録されている。そのなかの一つに、「版籍を嚴にして以て里甲を清む<sup>(65)</sup>」がある。この例、そして「里甲を清む」という言い方が明代の史料にかなり頻繁に現れることから判断すれば、恐らく「清里法」の「里」はつまり「里甲」のことであり、黃宗明の施策の趣旨も何鑑の提言と同じく、「版籍」、つまり黃冊などの人口と土地財産の登錄帳簿を精査するものであつたらう。

さらに、王陽明自身にも、かかる志向ははっきりと見て取れる。まずは王陽明本人が江西の永新縣での土地精査を指示した公文が、全集に残されている。<sup>(66)</sup>さらに注目すべきは、『王陽明全集』卷十七に収録されている「頒定里甲雜辦」という一文の存在である。<sup>(67)</sup>これは王陽明が江西巡撫の任にあつた際に、江西の嶺北道各縣に、管内の民衆の差役負擔を定める際の方針を指示したものである。その方法はまさに、丁と糧にそれぞれ一定量の銀を課するものであり、一條鞭法の精神と合致する。ここから、一條鞭法が陽明派の政治理念に一致していたことがわかるだけでなく、張璠政權の中心メンバーに陽明派士人が多數いたという事實とあわせて考えれば、王陽明のこの施策が後の戸部の方針になんらかの影響を與

えた可能性すら十分に有り得るだろう。

#### 第四章 王陽明の提唱した政治倫理

王陽明と張璁政權の改革運動との関わりは、單に賦役制度の改革における理念の一致のみに限らない。朝廷で政治の運営に關わっていた彼の弟子たちは、ともに陽明派のメンバーとして、學團内部で培われた共通の倫理感覺のもとで行動していたのではなからうか。その證據として、まず以下の史料を挙げよう。

十一年壬辰正月、門人方獻夫同志を合して京師に會す。師没してより、桂萼朝に在り、學禁方に嚴なり。薛侃等既に罪讎に遭えば、京師學を言うを諱む。是の年に至り、編修歐陽德・程文德・楊名は翰林に在り、侍郎黃宗明は兵部に在り、戚賢・魏良弼・沈誼等は科に在り、大學士方獻夫と俱に會を主る。時に黃綰は表を進むるを以て入り、洪・畿は廷對に趨くを以て入り、林春・林大欽・徐樾・朱衡・王惟賢・傅頤等四十餘人と始めて日會の期を定め、慶壽山房に聚まる。<sup>(67)</sup>

これは嘉靖十一年の正月に、方獻夫が北京で多くの王陽明の弟子を集めて會合した記録である。この會合には、方獻夫とともに張璁政權の中心メンバーだった黃綰・黃宗明を筆頭に、當時朝廷で任官していたほかの陽明學者、そして官位をまだ授けられていなかった錢德洪・王畿までもが参加し、参加者は四十人あまりに達したという。しかも時期的には、この會合が行われたのは、王陽明と反目して陽明學を彈壓するようになった桂萼が死去してまだ間もない時期のことであり、さらに王陽明の弟子である薛侃が張璁と夏言の政争に巻き込まれ朝廷から追放されたことからもわかるように、朝廷には陽明學を忌避する空氣がなおも存在していた。このような背景から、當事者たちの切實な氣持ちは見て取れるだろう。政治上の地位を得た後も、彼らの陽明學者としての結束は非常に強固なものであった。

47

そして少なくとも嘉靖七年に王陽明が亡くなるまでは、この陽明學者の一團において、精神上的の指導的な役割を果たし

ていたのは、開祖の王陽明本人のほずである。王陽明はその晩年のほとんどを北京から遠く離れた江西・浙江で過ごし、さらに反亂平定のため廣西まで派遣されたことから、長らく北京に留まっていた弟子たちを直に教えることができなかつたものの、彼は書信などの手段により、弟子らと絶えず連絡を保っていた。『王陽明全集』の巻五、巻六及び巻二十一には、世宗が即位した正徳十六年から王陽明が死去した嘉靖七年までの手紙が収録されているが、その中に席書宛は二通、方獻夫宛は四通、黃綰宛は七通、黃宗明宛は三通含まれており、ここから張璁政權内のすべての陽明派士人と手紙のやりとりがあつたことが分かる。このほか、『王陽明全集』に収録されていないものとして、嘉靖十二年黃綰序附きの五卷本『陽明先生文録』の巻二、巻三にも黃綰宛の手紙二通が収録されている。このような手紙は、正徳十六年から嘉靖七年まで、ほぼ毎年のように書かれた。これらの手紙の内容は、近況の報告や個人事務についてのやりとりなどのほか、進學や修養についての陽明學的な議論が相當な分量に及んでいる。さらに、陽明學の理論に即した、政界の動向や政治運営についての議論も行われている。これこそに、張璁政權に参加していた陽明派士人の政治行動を性格づけた、陽明學の政治倫理が表れているだろう。以下ではこれらの手紙の中から、恐らく張璁政權内で王陽明ともつとも親密であつた黃綰に宛てたものを幾つか取り上げ、本稿の最大の論點である陽明學の政治倫理について考察を行いたい。

第二章でも述べたように、嘉靖の初年には、土地の兼併、派閥政治の横行など従來の政治、社會問題が山積し、それ以前の孝宗、武宗兩朝において外戚、宦官勢力の膨張がもたらした悪影響ともあわせ、明の支配秩序はすでに危機的な状態に陥っていた。この事態を、王陽明は極めて重く受け止めていた。『王陽明全集』巻六に收められている、嘉靖六年に黃綰に宛てた手紙において、彼は、

今天下の事勢は沈痾積痿が如く、望むこと起死回生を以てする所の者は、實に諸君子に在る有り。<sup>(69)</sup>

と述べ、明の政治社會はすでに破綻しかけている状態にあると認めた上で、弟子たちに中興の希望を託したのである。この一言から、彼の張璁政權の改革事業に對する態度がはっきりと見て取れるだろう。王陽明も近世中國の一人の儒者とし

て、「治國平天下」という『大學』が掲げた最高の理想を捨て去ることはできなかった。朱子學も陽明學も、方法上の差こそあれ、余英時氏が論じたような天下國家への究極的な關心は、いかなる紆餘曲折を経ても、終始保ち續けていたのである。

さて天下の生死存亡がすべてこの改革運動にかかっているかのような口調で語った王陽明だが、しかし妙なことに、彼と弟子たちのやり取りには、この改革運動を具體的にいかに展開させていくか、或いはいかなる方策でどの分野の改革を進めるかについての具體的な議論は、一切見られない。まさに大鉦を振るい從來の積弊を一掃すべきと思われる時期に、王陽明は却って以下のように説いた。

君子の道長ずれば、則ち小人の道消え、疾病既に除かるれば、則ち元氣も亦た當に自ら復すべし。但だ疾病を除かんと欲して攻治すること太だ厲しければ、則ち亦た以て其の元氣を耗すに足る。藥石の施さるるも、亦た以て漸くならざるべからざるなり。<sup>(71)</sup>

これは黄綰らに、改革を焦らぬよう戒めたものである。また、

諸公既に事に當たれば、且く須らく之を持つに鎮定久遠を以てすべし。……其れ恩を感じ徳に報ゆる所以の者は、必ずしも速效を務め、近功を求めず。要は誠心實意にして、久遠の圖りを爲すに在れば、聖天子今日の擧に負かず、而して亦た諸公今日の出づるに負かざるに庶からん。<sup>(72)</sup>

ともいい、「速效」を求めずに、遠い將來のことも考慮に入れ慎重に方策を練るよう求めている。この時期には自分自身の直弟子達が張聰らとともに、世宗からの絶大な信頼を得て朝廷での實権を掌握していたにもかかわらず、王陽明のこの異様なまでの慎重さは、どのような事情を背景としていたのだろうか。

先程引用した『王陽明全集』巻六にある黄綰宛の手紙では、黄綰らに對する希望を述べるのみならず、彼らへの批判めいた言葉も發せられている。

諸君の知謀才畧、自ずとは是れ超然として衆人の上に出づれど、未だ自ら信ずる能わざる所の者は、只だ是れ未だ自己の良知を致し得る能わず、未だ斷斷休休たる體段を全得せざるのみ。……若し自己の病痛未だ除き得る能わざれば、何を以て能く天下の病を療し得るか。此れ區區一念の誠なりて、諸君の爲に一たび竭盡せざる能わざる所以の者なり。ここでは、黃綰等がいまだに自らの「良知」を突き止め、「病痛」を除去することができていないと、かなり厳しい指摘がなされている。我々は、陽明學のもっとも核心的な概念の一つである「良知」と、「良知」により除去すべき「病痛」などの現實での意味を、王陽明の政治思想の根幹部に直結する所として、追求していかなければならないが、幸い同文に説明がなされている。

凡そ人の言語正に快意に到る時、便ち截然として能く忍默し得、意氣正に發揚に到る時、便ち翕然として能く收斂し得、憤怒嗜欲正に騰沸に到る時、便ち廓然として能く消化し得るは、此れ天下の大勇たる者に非ざれば能わざるなり。然れども良知を親切に見得る時、其の工夫又た自ら難からず。此の數病、良知の本より無き所なりて、只だ良知の昏昧蔽塞せるに因りて後に有るに緣のみ。若し良知の一たび提醒する時は、即ち白日一たび出づれば、魍魎自ら消ゆるが如し。……今人は多く言語の人を屈服し得る能わざるを以て恥と爲し、意氣の人を陵軋し得る能わざるを恥と爲し、憤怒嗜欲の直意任情し得る能わざるを恥と爲し、殊に此の數病なる者は、皆是れ自己の良知を蔽塞する事なりて、正に君子の宜しく深く恥ずるべき所の者なるを知らず。今は乃ち反て自己の良知を蔽塞する能わざるを恥と爲すは、正に是れ其の當に恥ずるべき所に非ざるを恥じて、其の當に恥ずるべき所を知らざるなり、大いに哀れならざるべけんや。諸君は皆平日の知る所厚き者なりて、區區の心、愛せるも助けを爲す莫く、只だ諸君都て個の古の大臣と倣らんことを願うのみ。古の所謂大臣なる者は、更に他に甚の知謀才畧有るかを稱さず、只だ是れ一箇の斷斷として他技なく、休休として如かば容有るのみ。

この文章によれば、「病痛」とはつまり、「言語」をもって人を「屈服」させ、「意氣」をもって人を「陵軋」し、そし

て「憤怒嗜欲」をもつて意のほしいままに行動しようとする、天理としての「良知」に反する欲求である。「良知」によりこれらを除去すれば、つまり『尙書』、そして『大學』のいう「斷斷として他の技なく、休休として如かば容有る」<sup>(73)</sup>「古の大臣」の境地に達せるのだという。これこそが、王陽明が自らの弟子たち、そして張璉など改革運動に参加していたすべての人々に望んでいたものだろう。

王陽明が政治的な局面に即してこのような發言をなした以上、その發言を政治の文脈において解讀しなければならない。これについては、黄綰が張璉に宛てた手紙を取り上げたい。

小人君を忘れ、私を騁せて謀を爲すは、畢竟にして此に至れり。若し西樵建白するの明らかなりにして、聖明悔悟するの速やかなるに非ざれば、一時の善類、眞に足を駐むるの地無からん……但だ惟うに人心尙未だ測るべからず、事變終に亦た窮まり無ければ、惟だ望むらくは我が公も亦た當に此れを以て鑑と爲し、益す素志を堅くし、益す休休の容を擴げ、必ず聖學の眞なるを求め、以て其の體を明らかにし、心をして蔽礙無からしめ、必ず王道の純なるを行い、以てその用を通じ、人をして怨尤無からしめ、餘は皆な其の自然なるを聽さん<sup>(74)</sup>ことのみ。或いは議する者有りて云わく、此れに因りて其の門禁の榜を去り、以て古人賢に下り士を禮するの美を盡くし、因りて歛思を集め、忠を廣げ慮りを益し、以て聖主の徳に報い、其の萬全なるを圖り、之を不朽に垂るべしと。綰も亦た此に於いて惓惓たる至願に勝えず<sup>(74)</sup>。

この手紙は内容から見れば、張璉が嘉靖十一年に世宗に致仕させられ、また方獻夫の懇願によつて復職した直後に書かれたものだろう。ここで黄綰は張璉に師のいう「休休の容」をはつきりと求めており、王陽明が弟子達にいかにか精神面での影響を與えていたのかを示している。「休休の容」の具體的な表れの一つとして、黄綰はいわゆる「門禁の榜」つまり張璉による反対派官僚に對する彈壓を撤回し、より廣範に渡つて意見を集めるよう勧めた。そもそも『尙書』における「休休」の表現は、孔穎達の疏で「善」を好み、人の「小過」を容認することと解釋されている<sup>(76)</sup>。黄綰はここで張璉に、人の



過ちを許すことを求め、「賢」、つまり眞の人材を九卿など朝廷の重要ポストに積極的に登用することを求めていた。

これ公唐虞の成跡を鑑み、詩人の豫患を念い、今の爲に計る者は、其の要は賢を進むるより先んずるは莫し。賢を進むるの急なるは、九卿より先んずるは莫し。九卿其の人を得れば、則ち百官の職必ず擧げ、公勞せずして以て其の成功を收むべし。他日の憂いも、亦此に於いて免るべし。<sup>(77)</sup>

これ公益す素心を殫し、早く眞才を求め、樞要に布列し、共に至治を圖り、以て我が聖明不世の業を成せば、縮即たい蓬蒿に死すと雖ども、亦た何をか憾まんや。<sup>(78)</sup>

このような趣旨の發言は、黄結が張聰に宛てたほかの手紙にも多數見られる。<sup>(79)</sup> 黄結がこのように、再三再四に渡り張聰に同じことを繰り返して説いた理由はどこにあるのだろうか。

第三章で述べたように、張聰政權は積極的に改革を推進した。しかし、それと同時にこの政權には初めから、さまざまな争いが絶えなかつた。このような局面を招いた原因は、政權のトップである張聰と、それに次ぐ地位にあつた桂萼にある。

張聰らは「大禮の議」で勝利を収めたが、しかしこれは同時に楊廷和側の官僚たちとの深刻な對立をも引き起こした。特に黄結が言ったように、「大禮の議」のち張聰は多くの不正を生み出した従来の政治そのものを壊そうとしたため、既得權益を侵された舊官僚たちからさらなる恨みを買つたのである。「明倫大典」の編纂が始まつた際に、張聰は世宗に、「大禮の議」のために、四五年來、朝臣から百回以上にわたつて彈劾されてきたと述べている。<sup>(80)</sup> このような攻撃に對し張聰・桂萼も一步も譲らぬ姿勢を取り、積極的に反對派を彈壓した。彼らは「大禮の議」で處分を受けて朝廷より追い出された大臣たちの召還を圖る動きを一貫して拒否した上、<sup>(81)</sup> 朝廷に残つていた反對勢力にも追い打ちをかけた。嘉靖六年に桂萼は楊廷和の一黨がなお言路に多く残つているため、科道官に相互に彈劾させることを求め、裁可された。<sup>(82)</sup> さらに嘉靖五年から六年にかけ、二人はいわゆる李福達事件を機に大獄を興し、政敵に大打撃を與えた。<sup>(83)</sup>

同様な對立は新政權の指導部の中でも起こっている。楊廷和が驅逐された後、世宗は張璉、桂萼をもつとも信任するようになったが、いきなり彼らを朝政の最高責任者に据えることはできず、まずはそれまで長らく内閣にいた費宏を内閣大學士首輔に指名して一時的に政權を任せさせた。費宏は「大禮の議」において、楊廷和に同調せざるを得なかったものの、世宗の心境を慮って厳しく批判することもなかった。しかし彼は下級の官僚から一朝にして成り上がった張璉・桂萼らに對し、反對派の舊官僚たちと同じく輕蔑する態度を取り、二人を壓迫する姿勢を見せ、<sup>(84)</sup>しかも門生故吏を引き立てて個人の影響力の擴大を圖った。<sup>(85)</sup>それゆえ張璉・桂萼は費宏と激しく對立し、ついに第三者の攻撃を利用して費宏を失脚させた。<sup>(87)</sup>費宏が去った後、張璉・桂萼の推薦により内閣復歸を果たしていた前朝の老臣楊一清が首輔の座についたが、やがてその影響力が増大していくにつれ張・桂は却つてこれを脅威と感じ始め、もともと二人に好意的であつた楊一清を攻撃した。<sup>(88)</sup>その後、張・桂が楊一清側の反擊に遭い一度朝廷を逐われるなど泥仕合の末、ついに霍韜と方獻夫の助力により楊一清を朝廷から追い出し、最終的に張璉がこれに取つて代わつた。<sup>(91)</sup>さらにこのような争いの中、張璉と桂萼の間にも地位や影響力をめぐり、對立が生じたのである。<sup>(92)</sup>

それから、對立紛糾はますますエスカレートしていった。まずは桂萼が功を焦り、廣西の思恩・田州で起きた反亂の平定に當たり、兵權を持つていた王陽明にベトナムへの出兵を求めたが、王陽明はこれに應じなかつた。<sup>(93)</sup>このため桂萼は王陽明を恨み、反亂を平定したにもかかわらず王陽明を謗り、王陽明の死後に、王陽明に與えられた様々な恩典を奪つたり、陽明學への禁令を發したりするよう提案し、いずれも世宗の裁可を受けた。これに霍韜・方獻夫・黃綰は大いに不平を鳴らし、上疏して争つた。<sup>(95)</sup>嘉靖十二年の冬には大同で反亂が起こり、張璉は劉源清という人物を推薦して武力平定に當たらせたがうまく行かなかつた。すると夏言が代王の提案した懷柔策に同調して張璉を批判し、世宗も黃綰を現地に派遣して柔軟な對應を取らせた。しかし張璉は意見を變えるどころか、辭職を願ひ出た上、怒りを爆發させ、自身を諫めた黃綰のほか、追従を拒んだ方獻夫、さらには、すでにこの世を去つた桂萼まで攻撃した。<sup>(96)</sup>これで張璉政權は瀨戸際に立たされる。

王陽明が弟子たちを強く戒めたことの背景には、このような一連の事態があったのである。張璉と桂萼は、權力を掌握してから、次第に自分の考えに固執し、地位や名聲に拘るようになっていった。それゆえ最後はもはや異議を受け入れることができず、黨派間の争いに明け暮れるに至る。黄綰がかつて張璉への手紙で

公に在りては只だ宜しく益す自ら脩檢し、益す自ら誠を積み、以て其の定るを待つのみ。務めて精一の眞傳を求め、眞の阜嬰稷契たりて、必ず聖主をして眞の堯舜たらしめ、斯の士をして眞に堯舜の士たらしめ、斯の世をして眞に堯舜の澤を蒙らしむるは、乃ち公の以て報いを爲す所なり。此の如く志を立つれば、則ち平日功名の矜るべき、寵澤の恃むべき、靡文の増飾するは、復た何ぞ有らんや。<sup>(97)</sup>

と説き、張璉が地位名聲や天子の寵愛に固執していることを強く戒めた。王陽明のいう「病痛」とは、まさに張璉のこのような態度を指す。王陽明の趣旨は、改革の具體策を議論する前に、まずはこのような「病痛」に對處しなければならぬ、ということであつたはずである。嘉靖六年に彼は黄綰宛の手紙で、

東南の小蠹は、特だ瘡疥の疾なるのみ。羣僚百司各讒嫉黨比の心を懐くは、此れ則ち腹心の禍にして、大に憂うべき者なり。近く二三士夫の論を見れば、始めて前此諸公の心、尙お未だ平貼せずして、姑く讐を待つのみを知る。一二の事に當たるの老も、亦た未だ同寅協恭の誠有るを見ず、聞<sup>このころ</sup>聞くならくは口従面諛する者有り、退いてその私を省みれば、多く讐仇の若し。病廢の人、愛するも助けを爲す莫く、竊かに諸公の爲に之を危ぶみ、若何<sup>いか</sup>にして以て其の後を善くすべきかを知らず。<sup>(98)</sup>

といい、朝廷の官僚たちの派閥争い、そして指導部での對立はもつとも危惧すべきことであり、これと比べて廣西での反亂などは大した問題ではないと述べた。王陽明は、弟子たちが指導部での争いに關わっていたことに厳しい意見を述べつつ、彼らに自らの「良知」により「病痛」を徹底的に治癒し、そして政權の運営を理想的な方向へ導くことを望んでいたのだらう。

しかし事態はこのような方向にはついに進まなかった。張璠は黃綰の諫めに従って「善類」、「賢」を要職に登用するどころか、かえって陰謀を弄する者を身内として頼り、政敵の排除に腐心したのである。その最も代表的な事件は、張璠が己側の太常卿彭澤の畫策により、王陽明の弟子である薛侃を利用して當時臺頭していた夏言を陥れようとした事件である。結局この陰謀は發覺し、張璠は世宗によって一時的に朝廷を逐われた。この事件によって張璠は世宗の信頼を失い、夏言の臺頭は決定的なものになった。<sup>(99)</sup>大同事件でも、吏部尙書の汪鉉が個人的な恨みから、張璠に附和して黃綰を攻撃して<sup>(100)</sup>た。そして張璠が推薦した劉源清も、黃綰の調査によると、反亂の平定を失敗させただけでなく汚職にまみれてもいた。<sup>(101)</sup>これはまさしく、かつての派閥政治復活への道を辿っているものであり、『明史』も張璠について、

力めて人臣の私黨を破らんと欲するも、己先んじて黨魁と爲る。<sup>(102)</sup>

と評している。嘉靖十一年に張璠は彈劾を受けて世宗より三度目の致仕を命じられる。方獻夫は上疏して張璠の復歸を願<sup>(103)</sup>い出るが、その中で

孚敬才大にして量小さく、志正しくて識宏からず、善を善するに短にして惡を惡むに長じ、奸を釐め弊を革むるの意多くして、垢を含め汚れを納むるの意少なく、事必ず己に由り、善を人と同じくする能わず、賢才を擧げて小過を赦すを肯んぜず、此れ其の短なる所なり。

と、張璠の政治が獨斷的なものであったと認めている。その上で

皇上孜孜として治を求むること今に于いて十有一年なりて、孚敬政を得ることも亦た且つ五六年なり。しかるに治效未だ成らざる者は、實に一二の奸人其の間を梗ぎ、未だ曾て協一せざるを以ての故なり。

と張璠のため辯護したが、しかしこの一文は同時に、政權内部での軋轢のため、張璠などの進めた改革が狙い通りの成果を収められなかったことを示唆している。そして、張璠は自らの意志を繼ぐ後繼者を残すこともできず、意見の異なる者を押しえつけようとするのでかえって夏言の臺頭を招き、政敵に權力の座を明け渡すことになったのである。夏言が權

力を掌握してからの政治状況については、まず張聰から夏言、そして嚴嵩まで、宦官に對する内閣首輔大臣の權威が一直線に低落していったこと(10)から、張聰が去つた後に、宦官の勢力が再び擴大し始めたことは、想像するに難くないだろう。そして梁方仲氏「明代一條鞭法年表」の「後記」(11)によれば、一條鞭法が施行されはじめたのは嘉靖の初年、張聰政權の時代においてであつたが、それが積極的に進められるようになったのは、嘉靖の末年に當たる嘉靖四十年前後のことであつたという。ここから考えると、夏言・嚴嵩政權の下では、張聰政權で行われた土地賦役に關する改革も積極的に受け繼がれることはなかつたようである。張聰政權の改革は、政權の消滅によりほどなく頓挫したのである。

## おわりに

本稿では、この世を去る間際まで張聰政權の動向を見つめていた王陽明の、政權内の弟子達に自ら示した一種の政治倫理、つまり政治活動の原則を、歴史的事實に即して分析してきた。最後に、『傳習錄』に収録されている王陽明の幾つかの發言と照らし合わせ、それを要約しながら、陽明學の性質について議論したい。

王陽明が主張した政治倫理は、『王陽明全集』卷六にある「與黃宗賢」という手紙に端的に示されている。ここで彼が黃紹らに求めたのは、いわゆる「古の大臣」の「休休の容」である。これはつまり、他人の過ちを許し、有益な意見を積極的に受け入れることを意味している。これと對極にあるのが、「良知」によつて除去すべき「病痛」である。これは、張聰・桂萼が實際取つたような、自分自身の意見をひたすら貫き、意見の異なる者を無理矢理押さえつけようとする態度を言う。『傳習錄』には以下の一條がある。

一 友常に氣を動かし人を責め易し。先生之を警めて曰く、學は須く己に反るべし。若し徒に人を責めば、只だ人の不是を見得し、自己の非を見ず。若し能く己に反らば、方めて自己の許多の未だ盡さざる處有るを見ん。奚ぞ人を責むるに暇あらんや。舜の能く象の傲りを化し得たるは、其の機括は只だ是れ象の不是を見ざればなり。若し舜只だ他の

姦悪を正さんことを要めば、就ち象の不是を見得せん。象是れ傲人なれば、必ず相下るを肯んぜず、如何ぞ他を感化し得ん。是の友感悔す。曰く、（九七） 你今後只だ去きて人の是非を論ずる要からず。凡そ嘗みに人を責辯する時、就ち一件の大己私と把り做し、克ち去りて方めて可なり。（一〇〇）

ここで王陽明はある「友」に、人を責めることは、自らの「非」を反省することを妨げることであり、悪人を糾弾することとは、それを「感化」することを不可能にすると説き、他人の善し悪しを議論することをまさに「私」とした。この發言は、本文で考察した現實政治の文脈とあわせて考えれば、張璉や桂萼への批判として見る事ができるだろう。彼らは異を唱える者の彈壓に汲々とし、自分自身の政策方針にあくまで固執することで、對立をますます激化させたのである。

第四章で述べたように、張璉・桂萼がこのような態度を取ったのは、自らの地位名聲への執着があつたからである。これに對し『傳習錄』の、

先生曰く、聖賢は功業氣節無きに非ざれど、但だ其れ這の天理に循著すれば、則ち便ち是れ道なり、事功氣節を以て名づくべからず。（一〇）

という一條も彼らに痛棒を喰らわせている。従うべきはあくまで天理であり功名心ではないのである。さらに、

諸君只だ常常個の世を遁れて悶ゆる無く、是とせられずして悶ゆる無きの心を懐くを要し、この良知に依りて、忍耐して做し去り、人の非笑に管せず、人の毀謗に管せず、人の榮辱に管せず、他の功夫の進む有る、退く有るに任せて、我は只だ是れ這の良知を致すの主宰息まずんば、久久にして自然に力を得る處あり、一切の外事にも、亦た自ら能く動かざらん。（一〇〇）

とあるように、内心における「良知」の「主宰」が確立されれば、俗世間の毀譽褒貶などもはや何の價值も持たなくなるのである。

黄綰に宛てた手紙からもわかるように、「良知」の説は、明らかに政治的なニュアンスを帯びている。先程掲げた「傳

習録」のいくつかの記載も、恐らく本論で述べた現實政治の文脈を踏まえた上でなければ、その意圖した所ははっきりと読み解けないだろう。陽明學は政治のための學問とは言えないが、高度な政治性を有している學問であることは、本論のこれまでの考察によつてすでに明らかである。今後陽明學についての研究を行う際にも、この點に十分留意しなければならぬ。

最後に冒頭で取り上げた余英時氏の説について論じたい。氏は、明の天子による士大夫への殘酷な彈壓という現實の前に、王陽明はついに宋學の「君を得て道を行う」という路線を捨てざるを得ず、中央政界から離れて一般民衆の教化に向した、と説いている。しかし本論が明らかにした事實から見れば、確かに王陽明は北京から遠く離れていたかも知れないが、なお中央の動向を細かに觀察し、弟子を通じて朝政に影響を與えようとしていた。しかも彼は、かつて方獻夫に宛てた手紙において、

聖主聰明にして世出せず、諸公既に知遇を蒙ること此くの若くんば、安んぞ一出して報ゆるを圖らざるべけんや。今日之急とする所は、惟だ君徳を培養し、其の志向を端すに在るのみ。此に於いて立つる有れば、政問<sup>へだ</sup>たるに足らず、人諦めらるに足らず、是れ一たび君を正せば國定まると謂う。然れども此れ君に忠なりて國に報ゆるの誠有り、其の心斷斷休休たる者に非ざれば、亦た只だ其の外に於いて議論粉飾するを好<sup>よ</sup>しとするのみ。<sup>(10)</sup>

と述べていることから分かるように、天子の徳を養成して國を安定させることを求め、まさに「君を得」ようとしたのである。しかし全體的に見れば、王陽明、あるいは陽明學は、むしろまず士大夫自身の問題に對處しようとしていた。この手紙でも天子ではなくまず大臣としての方獻夫に「斷斷休休」なる心を求め、これを天子の心を正すことの必要條件としているのである。黃綰は張璁への手紙の中で、

既にして聖明翻悟し、我が公及び見山諸公を信任し、以て千載の奇逢と爲すも、諸公又た憂いと同じくして慮りを合し、以て中興の規模を定め、以て天下の心を一にし、以て天下の治を成さず、各己見を懷き、互相に同異し、人情を

して今に至るも定まらざらしむれば、聖心疑わずと謂うは、可なるか。聖心既に疑えば、此れ國是定まらざる所以、眾志一ならざる所以、積習の變え難き所以、而して治功の日に遠き所以なり。…聖明の英志、決して黙黙たるのみに非ず、其れ功を急ぎ利に趨くの徒は、必ず將に開導迎合する所有りて、以て其の身圖を遂げんとす。一事を興さば則ち一人を増やす、一人を増やさば則ち一蠹を増やす<sup>(10)</sup>。

と論じている。臣下の對立紛糾が天子の疑いを招き、それゆえ改革にあたり天子の全面的な支持を得られず、かえって天子に迎合して私利を圖る小人が信頼を得るようになってしまった。これこそが、張璠政權の改革が全面的な成功を収められなかった最大の要因である。天子の政治權力が大幅に強化され、士大夫官僚がそれに強く意見できないという状況下での窮餘の策かもしれないが、しかし陽明學は確かに士大夫自身の心を正してから、天子を「感化」しようとしたのである。

## 註

- (1) 允晨文化實業、二〇〇四。
- (2) 『宋明理學與政治文化』第六章を参照。
- (3) なお、尤淑君氏の著書『名分禮秩與皇權重塑…大禮議與嘉靖政治文化』(國立政治大學歷史學系、二〇〇六)は、それまでの「大禮の議」に關する研究を最も詳細にまとめている。
- (4) 社會科學文獻出版社、二〇〇七。
- (5) 『明史』卷二百九十七、「黃綰傳」。
- (6) 『嘉靖以來首輔傳』卷二。世宗の名が朱厚燂であるため、嘉靖十年に張璠は世宗の諱を避けて改名を願ひ出、世宗から「孚敬」という名を賜った。このため、『嘉靖以來首輔傳』などの彼に關する記録では「張孚敬」の名が使われている。
- (7) 『萬曆野獲編』卷二十、「言事」「陸澄六辯」「文成之附大禮不可知、然其高弟如方獻夫・席書・霍輅・黃綰輩皆大禮貴人、文成無一言非之、意澄言亦不妄。」
- (8) 『新中華』十二卷七期、一九四九。
- (9) 『明史』卷一百九十七、「席書傳」。
- (10) 『王陽明全集』(上海古籍出版社、一九九二)卷三十三、「年譜一」、正德四年「始席元山書提督學政、問朱陸同異之辨。……往復數四、豁然大悟、……遂與毛憲副修葺書院、身率貴陽諸生、以所事師禮事之。」
- (11) 『明儒學案』卷三十、「粵閩王門學案」「嶺海之士、學於文成者、自方西樵始。……西樵名獻夫、字叔賢。弱冠舉進



士。爲吏部主事、選員外郎。陽明起自論所、爲主事、官階亞於西樵。一日與語、西樵有當於心、即進拜稱弟子。」

(12) 『明儒學案』卷十三、「浙中王門學案三・尙書黃久庵先生綰」陽明歸越、先生過之、聞致良知之教、……乃稱門弟子。……又以女妻陽明之子正億、攜之金陵、銷其外侮。」

(13) 『明儒學案』卷十四、「浙中王門學案四・侍郎黃致齋先生宗明」黃宗明字誠甫、……先生受學於陽明、陽明謂誠甫自當一日千里、任重道遠、吾非誠甫誰望耶。則其屬意亦至矣。」

(14) 方獻夫は正徳中に王陽明の弟子となつてまもなく郷里へ歸り、嘉靖元年の夏までの十年間、西樵山で讀書していた(『明史』卷二百九十六、「方獻夫傳」)。霍韜も正徳甲戌、つまり正徳九年に進士となつた後に郷里の南海に歸り、嘉靖の初年まで西樵山で讀書していた(『明儒學案』卷五十三、「諸儒學案下・文敏霍涇崖先生韜」)。

(15) 『王陽明全集』卷二十一、「與霍元崖宮端」 「往歲曾辱大禮議見示、時方在哀疾、心善其說而不敢奉復。」

(16) 中山八郎『明清史論集』(汲古書院、一九九五) 一四三頁。

(17) 前掲中山氏著書一四三頁。なお、中山氏がこのように判断したのは、『國朝獻徵錄』卷十六に收められている胡松の「桂公蓴墓表」の「公黨排王先生伯安之學、殆於媚忌、餘竊以爲不然、蓋陽明兩廣之役、寔由公薦、其謂一時天下之才無出陽明右者、田州之事、非斯人不足以濟、是心也、天下之公心也。」という記述によるものである。

しかし、『明史』卷二百九十五、「王陽明傳」を見ると、桂蓴は王陽明を推薦した際にすでに王陽明と仲違いしており、彼を推薦したのも、張璉の意向に従つたにすぎない。

(18) 前掲中山氏著書一四三頁。

(19) 『嘉靖以來首輔傳』卷二「上既に追崇獻皇帝后得愉志、欲錄以成書、而孚敬爲總裁、蓴等副焉。既成、進之、名曰明倫大典。孚敬進少傅、加太子太傅、吏部尙書、謹身殿大學士。蓴已爲吏部尙書、加少保、太子太傅。方獻夫亦加太子太保。霍韜進禮部尙書、獨固辭不就、而熊浹、黃綰以下皆驟貴矣。」

(20) 『明史』卷一百二十一、「七卿年表二」。

(21) 『明史』卷一百一十、「宰輔年表二」。

(22) 『明史』卷一百一十、「宰輔年表二」。張璉は嘉靖六年に内閣入りを果たしてから、十四年に政界を引退するまで、三回に渡り世宗に致仕を命じられているが、いずれも一ヶ月前後から一年足らずという短い期間で復職した。

(23) 『明史』卷一百九十七、「霍韜傳」。

(24) 『皇明經世文編』卷一百二十四、蔣冕「爲後大宗疏」 「臣備員内閣、竊見朝廷三三年來、累次命官會議大禮、因考之儀禮及春秋經傳等書、于古人爲後大宗之義、頗知其槩。……我祖宗朝建學立師、專以五經四書爲教、凡儒先註釋、雖兼采衆說、一主二程朱子之言、以上宗于孔子。……近年來、異說競起、是以古人爲後大宗之義、不明于天下。臣因舉程朱諸儒所論、有與古義互相發明者、撮其大要、條列一二、謹錄進呈。」

蔣冕は「大禮の議」において當初から、内閣で第二位を占める大學士として楊廷和に追従していた人物である。

- (25) 『明史』卷一百九十七、「席書傳」、および卷一百九十六、「方獻夫傳」。そして張璉も同じ趣旨の發言をしている（『明史』卷一百九十六、「張璉傳」）。

王陽明はかつて弟子の鄒守益に宛てた手紙において、禮は人情によるといふ説を説いている。『王陽明全集』卷六、「寄鄒謙之」第二通「先王制禮、皆因人情而爲之節文、是以行之萬世而皆準。其或反之吾心而有所未安者、非其傳記之訛闕、則必古今風氣習俗之異宜者矣。此雖先王未之有、亦可以義起、三王之所以不相襲禮也。」

- (26) 『明史』卷一百九十、「楊廷和傳」。
- (27) 『明史紀事本末』卷五十、「大禮議」。「廷和見勢不得已、乃草敕下禮部曰、聖母慈壽皇太后懿旨、以朕繼承大統、本生父興獻王宜稱興獻帝、母宜稱興獻后、憲廟貴妃邵氏稱皇太后、仰承慈命、不敢固違。帝從之。廷和意假母后、示非廷議意也。」

- (28) 『明史』卷一一四、「后妃傳二」。
- (29) 張氏の一族は明代有数の外戚集團であり、その兄弟の張鶴齡、張延齡は當時、田地のほか多くの商業上の利權を有していた。これについては、佐藤文俊「明代中期の外戚、張氏兄弟」（『東洋史研究』第四九卷第三號、一九九〇）を参照。

- (30) 『楊文忠三錄』卷四、「視草餘錄」。「慈壽遣散本官傳諭、欲改愆旨爲聖旨。豫與同官言、……凡事皆以愆旨行之、盡

善盡美、萬世稱頌、若欲改稱聖旨、事體似有未安。……久之又來傳諭云、前代有稱聖旨是如何。我輩云、世代不同、法度亦異、……遂不復言。」

- (31) この王瓊こそが、正徳年間兵部尚書の任にあつた際に、寧王宸濠の反亂を豫見し、王陽明を江西に派遣して防備させた人物である。これに對し楊廷和は一貫して寧王を擁護した。詳細は、羅輝映氏の論文「楊廷和事略考實」（『中國史研究』一九九〇年第二期）を参照。

- (32) 『世宗實錄』卷一、正徳十六年四月己酉「六科給事中張九敘等劾奏大學士梁儲結附權姦、持祿固寵、吏部尚書王瓊濫擢將官、依阿權倖、巡撫順天都御史劉達・巡撫宣大都御史寧泉憑藉姦黨、貪財害民、及戶部尚書楊潭……禮部右侍郎張昱俱庸陋不職。十三道監察御史李獻等亦上書論劾儲等、及禮部侍郎顧清……巡撫榆林都御史陳瑄。」

- (33) 『世宗實錄』卷一、正徳十六年四月己酉「是日、王瓊上疏言、大學士楊廷和竊攬乾綱、事多專擅、擢其子慎及弟第一、改其弟廷儀吏部侍郎、曾不引避、又私其鄉人、每每越陟美官、庇其所私厚。」

- (34) 李洵「大禮議」與明代政治（『東北師大學報』（哲學社會科學版）一九八六年第五期）。
- (35) 『皇明紀略』「孝皇時、管河通政奏巡按御史陸偁私變均徭則例、又擅革接遞夫役。召內閣曰、陸偁爲御史、乃敢擅作均徭則例、減舊制夫役……上曰、已姑令回話、縱不深罪、亦須薄懲、今府縣往往違亂法、更賦變徭、刻爲成書、肆行於時、漫無糾舉者。」

- (36) 『世宗實錄』卷十四、嘉靖元年五月癸亥「戶部覆河南布政司參議徐文溥奏賦役之法、祖宗成規、不容變亂、……乞行各該撫按、令一應賦役、悉遵祖宗舊制、……有不遵舊制、妄議立法、卽坐以紊亂成法之罪、聞有於人情土俗不便者、聽撫按官從長議處、事體重大者、奏請定奪、不許任情率意、變法擾人。得旨、如議。」
- (37) 『石龍集』卷十九、「寄羅峰書」第三首。
- (38) 張璉も「大禮の議」後、この點について以前の內閣を嚴しく批判した。『太師張文忠公文集』卷四、「請宣諭內閣」
- 〔內閣〕又每主張某人陞某官、吏部莫敢不從。甚至陞官文憑、亦爲取討。或與私徒、各處求索、或就家轉賣、爲國求賢之心絕無也。』
- (39) 『石龍集』卷十八、「寄席元山」第二首。
- (40) 『世宗實錄』卷三十九、嘉靖三年五月癸未「巡撫鳳陽侍郎席書進大禮考議。其畧曰、……宋儒論漢事曰、始於講學不明、終于固執私意、正今日諸臣之謂也。」
- (41) 『明史研究論叢』第三輯、江蘇古籍出版社、一九八五。
- (42) 『中國社會科學出版社』二〇〇二。
- (43) 『明史』卷一百九十六、「張璉傳」。
- (44) 『石龍集』卷十九、「寄羅峰書」第三首。
- (45) 『嘉靖以來首輔傳』卷二「安昌伯故外戚也、而家請封。孚敬謀之吏部尚書方獻夫、俾引唐宋故事、如長孫無忌・郭子儀・曹彬皆以大勳挾椒房、然封爵不及世、而安昌伯等乃世乎。孚敬白之、上悉議從革、其見封者僅終身、人以爲快。」
- (46) 『明史』卷一百九十六、「張璉傳」。
- (47) 鎮守宦官については、野田徹「嘉靖朝における鎮守宦官裁革について」(『史淵』第一三七輯、二〇〇〇)を参照。
- (48) 『嘉靖以來首輔傳』卷二にある張璉の傳記に「然自是能得上意、數數言中貴人之使外者多貪橫、爲國蠹賊。上具悉其狀、悉裁革鎮守・監倉・市舶之數、後先殆盡。」と記されている。
- 『涇厓文集』卷三、「脩書疏」「再按、內臣監局官員、伏讀皇明祖訓、置職甚詳、惟弘治年間儒臣失考而不及纂述、……伏望勅下禮部、行司禮監備查洪武年間各監局職掌何如、員數何如、列聖以來欽差事例何如、今日員數何如、送館稽纂焉。」
- 霍韜のいう「欽差」とはつまり『首輪傳』にある鎮守・監倉などの様々な地方駐在の宦官のことである。
- (49) 『明史』卷一百九十六、「方獻夫傳」。
- (50) 『明史』卷一百九十六、「張璉傳」。
- (51) 『西樵遺稿』卷三、「請復召張內輔疏」「其行事之正、皆人莫敢爲者、而孚敬每力爲之。小者且不暇論、其大者、如革去皇親襲爵、則外戚側目矣。革去天下鎮守、則內臣切齒矣。此二事、雖聖明主之於上、然輔相者稍有所顧忌、必不肯擔當相成。」
- (52) たとえば清水泰次の「投獻考」(同氏『明代土地制度史研究』、大安、一九六八)などを参照。
- (53) 『石龍集』卷十六、「上西涯先生論時務書」(今海内旱潦常半、……賦役日急一日、前日之所謂富民、今已退爲窮民、

前日之所謂窮民、今已委於溝壑。廟堂不知省、守令不知恤、皆謂祖宗積累之深、有足恃者、漫不爲慮。」

西涯は李東陽の號である。

- (54) 『涇厓文集』卷三、「脩書疏」「竊見洪武初年、天下田土八百四十九萬六千頃有奇、弘治十五年存額四百二十二萬八千頃有奇、失額四百二十六萬八千頃有奇、是宇內額田存者半、失者半也。賦稅何從出、國計何從足耶。」

- (55) 『涇厓文集』卷三、「脩書疏」「由洪武迄弘治百四十年耳、天下額田已減強半、再數百年、減失不知又何如也。伏望勒行戶部、考求洪武初年額田原數、備查弘治十五年失額田數、及今日額田實數、送館稽纂焉。」

- (56) 『文襄公奏議』卷三、「請修復舊制以足國安民疏」「北方官豪之家、欲得獨享廣畝之社地、不肯爲狹地屯民分糧。南方官豪之家、欲得獨出輕則之田糧、不肯爲重則里甲均苦。所以一遇有志州縣正官、必欲通行均則量地、勢家即上下夤緣、多方排阻、故民怨無時可息也。臣故曰、必大臣平心以會議之、可也。」

- (57) 戶部案の詳細は、『古今圖書集成』卷一四二、「食貨典」「賦役部」「編審徭役」に「一、嘉靖九年十月內戶部題、該學士桂奏爲授時任民事、內稱……通造一冊、總於各府、各府又以各州縣丁產計差、畫一均施之、以令州縣編派、又各府以申布按二司、二司又會同以一省所屬合起徭役通融、……等因。該本部看得各處編審徭役、……委有不均之嘆、合將十甲丁糧總於一里、各里丁糧總於一州一縣、各州縣丁糧總於一府、各府丁糧總於一布政司、布政司通將一省丁糧、

均派一省徭役、內量除優免之數、每糧一石、編銀若干、每丁審銀若干、斟酌繁簡、通融科派、造定冊籍、行令各府州縣永爲遵行。」と収録されている。

- (58) 中國社會科學出版社、一九九一。  
(59) 梁方仲『梁方仲經濟史論文集』、中華書局、一九八九、四九〇—四九一頁を參照。

- (60) 『明史』卷一百十、「宰輔年表二」。

- (61) 『西樵遺稿』卷七、「霍文敏公墓表」「公疏曰、祖宗土田八百萬、今止其半、戶口日耗、冗食日煩、冗費日甚、宜有永圖。皆屢疏極言。」

- (62) 『國朝獻徵錄』卷三十五、霍韜「贈都察院右都御使禮部左侍郎致齋黃公宗明神道碑」。

- (63) 『國朝列卿紀』卷四十八「何鑑字世光、浙江紹興府新昌縣人。……廷舉鑑以刑部左侍郎兼都察院左僉都御史清查河南湖陝三省、瀕行、孝廟賓天。武宗嗣位、復申命……因疏處置地方十事以聞……六曰嚴版籍以清里甲。」

- (64) 例えば、『皇明經世文編』卷三百九十九、管志道「直陳緊切重大機務疏」「洪武中敕令、縣自清里甲、州清縣、府清州……遺下貪官汚吏、無籍頑民、巡按御史方乃是清。」

- 「國朝獻徵錄」卷三十九、「胡端敏傳」「其除苛賦、清里甲諸條畫、具可爲經久之法。」

- (65) 『王陽明全集』卷十七、「清理永新田糧」「據叅議周文光呈、看得江西田糧之弊、極於永新、相傳已非一日。今欲清理丈量、實亦救時切務、但恐奉行不至、未免反滋弊端、依議定委通判談儲、推官陳相、指揮高睿、會同該縣知縣翁瓊

設法丈量。……事完之日、悉照該道所議造冊、永永遠守施行。繳。」

- (66) 『王陽明全集』卷十七、「鎮定里甲雜辦」「據龍南縣申稱、先年里甲使用、俱係丁糧分派、照日應當、以致多寡不均、要將正德十六年里甲通行查審、除逃絕人丁外、將一年使用・春秋祭祀・軍需歲報・使客夫馬等項、俱於丁糧議處、每石出銀若干、……看與本院新定則例相同、……爲此仰抄案回道、即便速行各縣、俱查本院新定規則、各照丁糧多寡、派編銀兩、……悉照原議施行。」

(67) 『王陽明全集』卷三十六、「年譜附錄一」。

(68) このことについては、後註(99)で詳述する。

(69) 『王陽明全集』卷六、「與黃宗賢」。

(70) 王陽明は弟子たちのみならず、張璉や政權の他のメンバーにもかなり期待を寄せていたようである。『王陽明全集』卷二十一にある「與黃宗賢」第四通(嘉靖七年)では「靜庵、東羅、見山、西樵、兀崖諸公、聞京中書禁方嚴、不敢奉啟。諸公既當事、且須持之以鎮定久遠……。」と言っている。

見山、西樵、兀崖はそれぞれ桂夢、方獻夫、霍翰の號であり、靜庵は當時の刑部尚書胡世寧の號である。東羅が誰を指しているのかは不明。そして、『陽明先生文錄』卷四に収録されている「與張羅峰閣老」第二通に「諸公方有湯藥之任、蓋天下莫不聞、不及今圖所以療治之、異時能辭其責乎。」とある。

但し、張璉宛の手紙には、後に紹介する、黃綰に向かっ

て發したような陽明學的な論説が見られない。

(71) 『王陽明全集』卷二十一、「與黃宗賢」第三通(嘉靖六年)。

(72) 『王陽明全集』卷二十一、「與黃宗賢」第四通。

(73) 『尚書』「周書」「秦誓」「如有一介臣、斷斷猗無他伎、其心休休焉、其如有容。人之有技、若己有之、人之彥聖、其心好之、不啻若自其口出、是能容之、以保我子孫黎民、亦職有利哉。人之有技、冒疾以惡之、人之彥聖、而違之俾不達、是不能容、以不能保我子孫黎民、亦曰殆哉。」

『大學』はこの一節を引用して若干の異同がある。

(74) 『石龍集』卷十九、「寄羅峰書」第一首。

(75) これについては後の注(81)で解説する。

(76) 『尚書』孔穎達疏「王肅云、一介、耿介、一心端慤、斷斷、守善之貌、無他技、能徒守善而已、休休、好善之貌、其如是人、能有所容忍小過、寬則得衆、穆公疾技巧多端、故思斷斷無他技者。」

この解釋は「有容」以降の本文と同じ方向にあり、朱子の『大學章句』などでも、異説は見られていない。王陽明もこの従來の解釋を踏襲していたと思われる。

(77) 『石龍集』卷十九、「寄羅峰書」第三首。

(78) 『石龍集』卷十九、「寄羅峰書」第四首。

(79) たとえば、『石龍集』卷十九、「寄羅峰」第一首「當今天下積弊已極、人情萬狀莫齊、皆未暇論、只有正君致治爲要。二者之要、又只在五六大臣用得其人、則君心自定、治化自興。」

卷二十、「寄羅峰閣老書」「惟公念中興之艱、……更求天下之眞足經濟」「三君子共之、以成宗社不拔之業、以默消小人陰五之道、此紹之至願至望也。」

(80) 『明史』卷二百九十六、「張璠傳」。

(81) 吏部尚書のポストが空いた時、(廷臣會議で) 喬宇・楊旦が推されたが、張璠は彼らが楊廷和の朋黨であることを理由に、世宗にその人事案を却下するよう建言している。

『明史』卷二百九十六、「張璠傳」「吏部闕尚書、推前尚書喬宇、楊旦。禮部尚書亦缺、推侍郎劉龍、溫仁和。仁和以俸深爭。璠言宇・旦乃楊廷和黨、而仁和亦不宜自薦。帝命大臣休致者非奉詔不得推舉、宇等遂廢。」

また『明史』によれば、「大禮の議」で張璠の意見を支持した胡鐸という人物が、放逐にあつた大臣たちを召還する建言を行ったが、これも張璠が拒否した(『明史』卷一百九十六、「胡鐸傳」)。

「大禮の議」で罪を得た大臣たちを赦すことを、陽明派の諸人はみな支持している。黄綰のいう「門禁の榜」云々は、まさにこのことを指している。「大禮の議」の眞つ只中、世宗に召されて上京する途中にあつた席書は、世宗が集團抗議を行った大臣たちを容赦なく嚴罰したのを耳にし、上疏して寛大な措置を求めた(『明史』卷二百九十六、「席書傳」)。事件後、霍輅は「大禮の議」で退けられた多くの士人を朝廷に推薦した。『玉堂叢語』卷三、「薦舉」一霍輅自以進賢爲己職任、故秉公論薦、不避親讎……薦豐熙・楊慎・徐文華・唐樞等、皆大禮大獄得罪、陸粲則攻擊公與張

桂者也。舉動光明、人咸欽服。」

方獻夫もその上疏で、放逐された諸人を召還すべきだと仄めかしていた。『西樵遺稿』卷二、「明公論別善類以全國體兼乞迴避疏」「臣愚之見、昔年誤以爲黨、賢而見黜者、方圖以漸收復、豈可復蹈前轍、重於國體有傷。」

しかし、世宗の治世の間は召還がついに實現しなかった。事件から四十年前後が経ち、世宗が死去した際に、首輔大臣の徐階はようやく遺詔を作成する機会を利用してほとんど形式上の召還を實現させた(『明史』卷二百十三、「徐階傳」)。

(82) 『明史』卷二百九十六、「桂萼傳」。

(83) この事件の詳細は、『明史紀事本末』卷五十六、「李福達之獄」にまとめられている。なお、この事件で、張・桂が大勢の對立者を事件に巻き込んでできるだけ重い罪に問おうとしたのに對し、方獻夫が辭任まで申し出て彼らを説得することにより、ようやくそれらの罪を軽くすることができたことと記した史料がある。『國朝獻徵錄』卷十六、呂本「光祿大夫柱國少保兼太子太保吏部尚書武英殿大學士贈太保諡文襄方公獻夫神道碑銘」「丁亥夏、署掌大理寺。時當獻大獄、根連株擊者無慮數十人。署刑部、都察院二公將坐以奸黨、公力爭、出袖中疏欲棄官。二公不得已、從公改議末減。」

(84) 『嘉靖以來首輔傳』卷一「萼璠雖以當上心驟貴、而翰林諸臣皆賤之、不欲與共功名、宏亦不能異也。以故萼璠爲詹事兼學士、而兩修實錄、經筵日講、主鄉試、教習庶吉士、

皆抑弗得與、具員而已。粵璉以是復恨宏、甚於恨楊廷和。」

(85) 『嘉靖以來首輔傳』卷一「又以引進僚屬而抑粵璉等、諸後進皆悅之、時時念宏不忘。」

卷二「時首輔一清議散館、欲留陸燾等數人爲翰林、而上難之。孚敬密疏言、此曹子皆費宏所植私士、而一清成之、勿留便。上於是出燾爲給事中、三四人得御史、餘皆用故資選補、皆恨孚敬切骨矣。」

(86) 『明史』卷一百九十六、「張璉傳」。なお、『嘉靖以來首輔傳』卷一「於是粵璉前後數上疏攻宏、大有所誹詆。……其所以攻宏甚口、宏亦不能抗。」

(87) 『明史』卷一百九十六、「張璉傳」。なお、『嘉靖以來首輔傳』卷一「而是時諸閣臣獨石瑄諤謬、數以持議忤旨。錦衣衛革職百戶王邦奇窺其端、乃追論故輔臣楊廷和等誤甘肅邊事、而宏與石瑄爲之黨。既事白、乞休、上乃許之。」

(88) 『嘉靖以來首輔傳』卷一「然一清自是頗作好、而私其所親門生故吏。」

なお、注(85)に引く「時首輔一清議散館」條を参照。

(89) 『明史』卷一百九十六、「張璉傳」。なお、『嘉靖以來首輔傳』卷二「而一清亦自與粵璉。……而孚敬復上疏、謂三楊以後、奸人鄙夫占據內閣、貪汙無恥、習以爲常、……乞聖明嚴諭、毋得懷奸設險、詭隨便己。意蓋指一清也。」

(90) 『明史』卷一百九十六、「桂萼傳」。

(91) 『明史』卷一百九十六、「張璉傳」。方獻夫の上疏は『西樵遺稿』卷三に「恭答聖諭議處疏」として收められている。

この上疏からは、張・桂を攻撃した陸燾の上疏が楊一清の意を受けたものであることが読み取れる。なお、方獻夫はかつて張・桂と楊一清との對立を調停しようとしたことがある(『明史』卷一百九十六、「方獻夫傳」)。

(92) 『嘉靖以來首輔傳』卷二「萼有所建白、往往爲孚敬所抑屈、孚敬亦以氣凌之、用是俱憾孚敬。」

(93) 『明史』卷一百九十五「王陽明傳」。

(94) 『明史』卷一百九十五「王陽明傳」と卷一百九十六「桂萼傳」および『王陽明全集』卷三十五「年譜三」。『嘉靖以來首輔傳』によれば、桂萼が王陽明と對立していたのは、桂萼の信用した魏校という人物が王陽明と名を争っていたという一因があるという。同書卷二「桂萼之爲吏部、尤私其所厚善、而修睦毗怨。……獨以名薦魏校爲國子祭酒、屬使代疏草、其條對及經學時政往往精深、當上意。……而校與新建伯王陽明爭名不相下、萼爲之構守仁、奪世封。」

(95) 『明史』卷一百九十五、「王陽明傳」および『王陽明全集』卷三十五、年譜三。

(96) 『明史』卷一百九十六、「張璉傳」。この反亂は嘉靖十二年十月に起きたものである。張璉の諸人に對する攻撃は、『太師張文忠公集』卷八、「乞休陳時事」というタイトルの上疏に「第恨三五臣者、托爲我輩、濫叨殊恩、及至當事、又不能同誠事君。如桂萼者、皇上所知、不庸言矣。如方獻夫者、昔俱疏不上、其志可知。今復懦弱無立、非緩急所賴。而在昔變詞避去、今復異論擾事、非政體所宜。黃綰竊議禮緒餘、驟進崇階、人多鄙之。臣初以其一念偶同、不能深察、

今果見其反覆詭隨。」とある。

(97) 『石籠集』卷十九、「寄羅峰」第五首。

(98) 『王陽明全集』卷二十一、「與黃宗賢」第二通。『陽明先生文錄』卷四、「與張羅峰閣老」第二通には、似たような文句がある。「東南小蠹、特皮膚瘡疥之疾。若朝廷之上、人各有心、無忠君愛國之誠、讒嫉險伺、黨比不已、此則心腹之病、大爲可憂者耳。」

(99) 世宗に皇子が生まれていないことを受け、當時行人司の司正だった薛侃が上疏して宗室の一人を暫定の後繼者として指名することを求めようとしたところ、彭澤はそれが世宗の怒りを買うと踏み、張聰の了解を得た上で、薛侃に張聰の支持が得られるとして上疏するよう唆し、後の訊問で薛侃に夏言を首謀者と名指しさせようと畫策した。果たして、この上疏に世宗が激怒し、薛侃を拷問にかけ首謀者を吐かせようとしたところ、薛侃は彭澤の暗示を無視して實情を述べた。これで張聰は一旦致仕させられ、夏言がまず世宗に重用されるようになった。事件の詳細は、『嘉靖以來首輔傳』卷二にある張聰の傳記に記されている。

(100) 黃綰は張聰そして張聰側の吏部尚書汪鋐から些細な過ちを理由に攻撃を受けた際に、上疏でこのことを述べている。事件の経過は、『世宗實錄』卷一百五十九、嘉靖十三年二月乙亥條に「先是、南京禮部主客司郎中鄒守益引疾乞歸、行南京禮部覈實。時尚書嚴嵩尙未抵任、令禮部左侍郎黃綰方以右侍郎攝部篆。久之未報、而守益已回籍年餘矣。至是、吏部尚書汪鋐發其事、……因劾綰……於是綰上章自理、且

云、豐端所由起有三、臣雅與輔臣張孚敬交厚、及孚敬在政府、屢有規正、見謂譏切、一也、孚敬與尚書夏言不相能、而臣爲言同僚、每欲調和兩人、孚敬反生疑惡、二也、大同之變、孚敬立主征剿、而臣議當撫安、意見相左、三也、臣嘗語孚敬曰、聖明在上、宵旰求理、第使三三大臣得人、公平好惡、弗事險欺、則宿習可回、至治可望、鋐疑臣所云者蓋指已也、故甘爲孚敬鷹犬、攻擊臣以快其私。」と記されている。

ここから、黃綰が夏言との敵對意識が強すぎることをなごを受け、時々張聰を戒めたことに、大同事件での意見對立も加わり、かえって彼が張聰に夏言の一味と見なされ、憎まれていたことが見て取れる。

(101) 『石籠集』卷二十、「寄桂洲少保書」第二首「其初只知卻永侵欺官錢數多、今備查、方知劉源清之貪汙、亦復不減。此二人者、眞國之大盜也、況敗事如此、誅之眞有不可勝誅者。」

(102) 『明史』卷一百九十六、「張聰傳」。

(103) 『西樵遺稿』卷三、「請復召張內輔疏」。この疏は嘉靖十一年十一月初三日の日附で收録されている。

(104) 以下の史料はこのことを、もっとも直接的に表現している。「四友齋叢說」卷八「朱象玄司成說、有一順門上內臣嘗語余曰、我輩在順門上久、見時事幾變矣。昔日張先生進朝、我們多要打個弓、蓋言羅峰也、後至夏先生、我們只平着眼兒看哩、今嚴先生與我們拱拱手、方始進去。蓋屢變屢下矣。」



- (105) 前掲『梁方仲經濟史論文集』。
- (106) 『王陽明全集』卷三、「傳習錄」下、第四五條。
- (107) 『王陽明全集』卷三、「傳習錄」下、第三三條。
- (108) 『王陽明全集』卷三、「傳習錄」下、第四三條。
- (109) 『王陽明全集』卷二十一、「答方叔賢」第一通。
- (110) 『石龍集』卷十九、「寄羅峰」第二首。

or Yuan 元帝, and the opportunity for the office of chief commandant to issue military orders to various offices that were not related to military institutions came to an end. Thus, in comparison to the period of warfare with the Xiongnu, importance of the office was relatively decreased. For that reason, contrary to the accepted theory, the prefecture 縣 was not placed under the jurisdiction of the office of chief commandant in the latter half of the Former Han dynasty. The chief commandant devoted his efforts to the defense of his own jurisdiction, and the fact that the prefecture assisted in the administration of offices related to military affairs created a mutually supporting relationship that stabilized the situation in the border areas. Moreover, dependent states were established as the system of rule over the many subject non-Han peoples who resided in the Hexi 河西 region, and the situation of the border regions was thereby further stabilized. The northwest border region during the latter half of the Former Han dynasty was under the rule of governors, who received assistance from the central government, and it was by employing a parallel system of rule that featured a provincial system in which the chief commandant did not interfere in the politics of the prefecture and a system of dependent states that the situation in the border regions was stabilized.

**THE YANGMING FACTION OF SCHOLAR-OFFICIALS AND  
THE POLITICS OF THE EARLY YEARS OF THE REIGN  
OF EMPEROR JIAJING: ON THE POLITICAL ETHICS  
OF THE YANGMING SCHOOL**

JIAO Kun

The accession of Emperor *Jiajing* 嘉靖 of China's Ming dynasty to the throne was accompanied by a controversy over the proper imperial rituals 大禮議. Chief Grand Secretary *Yang Tinghe* 楊廷和, who enjoyed the support of the majority of the court officials, requested that Emperor *Jiajing* recognize his uncle Emperor Hongzhi as his father. At the same time, Emperor *Jiajing* was also asked to treat his own father as his uncle. Deeply disturbed, Emperor *Jiajing* sought to reject *Yang's* request. With the support of *Zhang Cong* 張璁 and other junior officials, Emperor *Jiajing* succeeded in politically defeating *Yang Tinghe*.

Following the controversy, *Zhang Cong* and other supporters of Emperor *Jiajing* began to rise within the Ming government and eventually formed the ruling administration. During *Zhang Cong's* tenure as Chief Grand Secretary, a number of scholars who served in the government were disciples of *Wang Yangming* 王陽明, the founder the *Yangming* school of thought 陽明學, an important branch of Neo-Confucianism.

Examining the political views of those *Yangming* scholars, who maintained contact with *Wang Yangming* until his death in 1528, helps us better understand the political stand of the *Yangming* school. They supported the political reforms launched by *Zhang Cong* and *Gui E* 桂萼, the two leading members of *Zhang Cong's* administration. The *Yangming* school was clearly in favor of reforms to restore the political and economic order of the Ming dynasty. However, there were also notable differences between *Zhang* and *Gui* and other *Yangming* scholars. Eager to implement their policies, while pursuing their personal power, *Zhang* and *Gui* continued to engage in factional politics against other powerful members within the government. As a result, *Zhang's* administration grew unstable, and his reforms were delayed.

*Yangming* scholars sought to bring together *Zhang Cong*, *Gui E*, and other political figures. Such actions show the influence of the teachings of *Wang Yangming*, who instructed his pupils to restore their moral intelligence 良知 in order to restrain their arrogance, ill temper, and the pursuit of power. *Wang's* goal was to introduce mutual trust among politicians and the emperor into the administration of Ming's politics so that policies whose effects would be felt over the long term could be implemented. Examining the teachings of *Wang Yangming* reveals the political ethic of the *Yangming* school of thought.

**THE INFLUENCE OF THE RETIRED EMPEROR DURING  
THE REIGN OF EMPEROR XIAOZONG OF THE  
SOUTHERN SONG AND THE POLITICS OF  
THE EMPEROR'S CLOSE ASSOCIATES**

KOBAYASHI Akira

There have coexisted two judgments in regard to the politics of Emperor